

て筑豊石炭互助會長たる金丸勘吉氏調停に立ち双方の白紙一任に依り一ヶ月に垂々とする本争議も次の條件に解決することゝなつたのである。

十一、解決條件

- 1、被解雇者七名（十一月二十六日解雇七名中二名は十二月八日手當を受けて歸國し残る五名と中村守夫、榎一人の二名を加へた計七名）に對し、解雇手當平等に十日分（二百一圓五十錢平均）

歸郷旅費 五圓宛

勤続手當 拾圓宛

計二百五十二圓支給すること

- 2、争議費用として金二百四十八圓支給すること

- d、本争議解決内容は絶對外部に發表せざること

- 4、争議團事務所即時解散すること
- 6、争議團員中岡野菊次郎に關しては調停者に於て別個に炭坑側と折衝善處すること
- h、被解雇者の「リスト」を各炭坑に通知せざること

○添付書類

以上

- 1、古河目尾炭坑争議宣言（八、一一、二五）
- 2、團員心得（一、一）
- d、争議の火の手は上つた（八、一一、二四）
- 4、暴戻古河目尾炭坑に坑争する従業員の聲明書
- 5、従業員諸君に告ぐ（古河西部鐵業所一八、一二、二）
- h、血を以て綴る貴き犠牲（八、一二、三）
- 7、檄（坑夫組合九州聯合會）
- 8、要求條項（一）
- 9、ピラ各種